

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月27日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第8号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽車両の乗車、積載制限)</p> <p>第8条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) <u>16歳以上の者が小学校就学の始期に達するまでの者</u> 1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(イ) <u>16歳以上の者が小学校就学の始期に達するまでの者</u> 2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(ウ)～(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(軽車両の乗車、積載制限)</p> <p>第8条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) <u>16歳以上の者が幼児（6歳未満の者をいう。以下この号において同じ。）</u> 1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(イ) <u>16歳以上の者が幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）</u>の幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(ウ)～(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この公安委員会規則は、令和3年6月1日から施行する。